

【別表1】中山間総合対策支援事業(担い手支援対策事業) 内容

事業項目	事業内容	具体的事業内容 (補助対象等)	事業実施 主体	補助率	備考
担い手 支援対 策	栽培用機械 施設	トラクター、田植機、コンバイン、農機運搬 用トレーラー、除草機、防除機、乗用管理機 等の機械およびこれらの格納に必要な施設等	農家、 営農集団等	1/3 以内	
	栽培用機械 施設	ハウス、栽培装置、栽培管理機械・装 置、専用運搬機械、収穫機械・装置、付 帯施設等			
	病虫害防除 機械施設	防除機、土壤消毒機、付帯施設等			
	土づくり機 械施設	トレンチャー、バックホー、堆肥盤、堆 肥散布機、付帯施設等			
	自然災害防 止施設	融雪装置、防風施設、防霜施設、付帯施設 等			
	集出荷調製 加工施設	集荷場、選別調製施設・装置、加工場、加 工用器具・装置、付帯施設等			
	園地整備	客土、整地、果樹苗木等			
	生産資材	種苗、農薬、肥料、苗箱、チェーンポット 等			
	新規組織設 立	法人登記、税理士・司法書士委託等			
	人材育成	農業用機械免許取得等			
	その他必要と認められる機械施設・経費等				

- (1) 本事業は、国庫採択基準に満たない機械・施設等の整備を対象とする。
- (2) 法的な規制や用地確保等で、問題点がある場合はこれを解決(または、確実に解決できる見込みがあること)してから計画を提出すること。
- (3) 合理的な土地利用等について、関係集落等受益地域の合意が得られていること。
- (4) 補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、対象品目の栽培面積、事業実施計画の目標等それぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、必要不可欠かつ必要最小限のものとする。
- (5) 整備事業の園芸等特産物生産基盤整備の加工施設にあつては、加工主原料の8割以上を中山間地域で収穫された農産物が占める場合、整備箇所は県内全域とすることができる。
- (6) 既存の施設、機械、器具又は資材の有効利用および事業費の節減の観点からみて必要があると認められる場合は、増築、改築もしくは併設の事業、古品古材、中古機械の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。なお、その品質の確保には十分留意することとし、中古機械は耐用年数が経過していないものに限る。
- (7) 条件不利地等とは、1/20以上の急傾斜もしくは20a未満の農地が、集落内の全農地面積の過半を占める集落とする。
- (8) 生産資材については、当該年度中に使用するもののみを補助対象とする。(なお、水稲用資材の一般的な購入スケジュールが前年度1月発注であることを鑑み、交付決定前に発注した生産資材についても補助対象とする)